



女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

株式会社 うさぎメディケア (大津市・卸売・小売業)

を認定しました(認定段階3での認定となります)。



令和5年9月21日(木)

滋賀労働局において認定通知書交付式を行いました。

写真左: 滋賀労働局 小島局長

写真右: 代表取締役 丹波卯子 氏

■■ 認定企業の取組紹介 ■■

○採用に関する取組

- ・現在、当社職員の女性割合は7割以上であり、仕事と育児・介護を両立させたいという思いがある女性を積極的に採用している。仕事と育児・介護の両立を支援するために、作成したプランに基づいた面談や業務の引継ぎの実施し、またワークライフバランスの充実化を図るために、その方のライフサイクルに合わせて雇用形態も柔軟に対応している。(パート、短時間労働者等)

○継続雇用に関する取り組み

- ・年に2回、360°人事評価を実施。一方向性ではなく、客観的な評価を取り入れることで被評価者の考課の適正化を図っている。また、年間を通して管理者・社長と教育面談を実施。年間個人目標を設定し、被評価者の新人教育、スキルアップ・キャリアアップにつなげている。人事考課は、年に1度実施される昇給、昇進に反映させている。

○長時間労働是正のための取組

- ・管理者会議を年に4回実施。この会議を基に、長時間労働時間対象者の面談・指導、人員配置の適正化、ICT化による業務効率化を推進している。また、会社全体で「ハラスメント研修」を実施し、残業をしない・有給休暇を取りやすい会社風土づくりに努めている。

○管理職比率に関する取組

- ・人事考課を基に男女平等に昇進・昇給を実施。意欲のある女性社員は積極的にリーダー職に登用している。現在では、管理職の2/3が女性社員であり、男女の差別なく、女性でも管理職となりやすい体制を構築することで、全社的に女性社員の意欲の向上を図っている。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その計画を基に非正社員の女性労働者のキャリアアップ(雇用形態無期転換)の人数増加を図っている。過去3年間で8人のキャリアアップを支援しており、これからも意欲ある女性のキャリアアップを支援する体制づくりを継続して実施します。

■■ 認定企業よりメッセージ ■■

個人事業主で薬局経営をしていた当初、母親として二人の子供を育てながら経営をしていました。当時、仕事と家庭の両立がとても大変であった経験があったため、スタッフが仕事と家庭や介護の両立ができるような仕組みや体制を10年間かけて少しずつ整えていきました。まだまだ改善点があるので、これからも一つ一つ確実にクリアしていきたいと考えています。そしてこれからの時代に合わせて、老若男女問わず、子育てや介護の両立ができるより良い職場づくりに取り組んでいきます。

【えるぼし認定制度とは】

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を満たす項目数に応じて3段階(※)あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定のお問い合わせ先】滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190